

地域医療構想を見据えた救急医療提供体制の構築に関する研究

研究代表者 山本保博 一般財団法人 救急救命振興財団

災害医療体制と救急医療体制の関連のあり方に関する研究

研究分担者 小井土雄一 独立行政法人国立病院機構災害医療センター
臨床研究部 臨床研究部長
田邊晴山 救急救命東京研修所 教授

研究要旨

（背景）救急医療と災害医療は、いずれも急な疾病をきたした患者に対する医療である点などが共有しており、災害医療の提供者は、平常時には救急医療に従事している者の割合が高い。そのため、救急医療機関は、災害医療においても中心的な医療機関としての役割を果たすことが多い。しかしながら、救急医療機関において求められる災害医療での役割については、必ずしも明確になっていない。

（研究目的）救急医療機関に求められる災害医療での役割について明らかにする。

（方法）初期・二次・三次救急医療機関に求められている災害医療に関する役割について、医療計画上や医療機関の評価上の位置付け、診療報酬上の評価などを調査する。

（結果）

1. 医療計画上の位置付け

(1) 救急医療の指針

厚生労働省の示す「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の中の、「救急医療の体制構築に係る指針」において、救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能として、「DMAT 派遣機能を持つ等により、災害に備えて積極的な役割を果たすこと」と規定している。第二次救急医療機関や初期救急医療機関には、災害に関する規定はない。

(2) 災害医療の指針

厚生労働省の示す「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の中の、「災害時における医療体制の構築に係る指針」において、「災害拠点病院は救命救急センター又は第二次救急医療機関の機能を有する必要がある。」と規定している。

また、災害拠点病院の指定要件にも、「救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること」と規定されている。

2. 救急医療機関の評価上の位置付け

(1) 救命救急センターの充実度評価

厚生労働省は、個々の救命救急センターの機能の強化、質の向上を促し、もって全国の救急医療体制の強化を図る目的で、「救命救急センターの新しい充実段階評価」を毎年実施している。評価項目は全 42 項目であり、うち災害対策として 2 項目が該当する。具体的には、災害に関する教育（研修と訓練）に関する項目と災害時の BCP（事業継続計画）に係る項目である。

（考察）救急医療と災害医療は重複するとはいえ、救急医療機関としての位置付けと災害医療機関としての位置付けは、別の制度として併存している。例えば、大学病院の多くは、救命救急センターという第三次救急医療機関としての位置付けと、災害拠点病院としての位置付けをもってしている。救命救急センターの充実度評価では災害医療に関する評価は 2 項目 2 % 程度であることを考えると、災害医療の体制の評価が十分になされているとはいえない。次年度以降は、災害医療における二次救急医療機関の役割等を検討する必要がある。

A 背景・目的

(背景)

救急医療と災害医療は、いずれも急な疾病をきたした患者に対する医療である点などが共有しており、また、災害医療の提供者は、平常時には救急医療に従事している者の割合が高い。そのため、医療機関によっては、救急医療機関と災害拠点病院の役割を担っており、災害医療においても中心的な医療機関としての役割を果たすことが多い。しかしながら、救急医療機関に求められる災害医療における役割については、必ずしも明確になっていない。

(研究目的)

救急医療機関に求められる災害医療に関する役割について明らかにする。

B 方法

初期・二次・三次救急医療機関に求められている災害医療に関する役割について、医療計画上や医療機関の評価上の位置付け、診療報酬上の評価などを調査する。

C 結果

1. 医療計画上の位置付け

救急医療の指針

厚生労働省の示す「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」¹の中の、「救急医療の体制構築に係る指針」において、救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能として、「DMAT 派遣機能を持つ等により、災害に備えて積極的な役割を果たすこと」と規定している。つまり、第三次救急医療機関は災害医療における積極的な役割が求められている。第二次救急医療機関や初期救急医療機関には、災害に関する規定はない。

災害医療の指針

厚生労働省の示す「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の中の、

「災害時における医療体制の構築に係る指針」において、「災害拠点病院は救命救急センター又は第二次救急医療機関の機能を有する必要がある。」と規定している。

災害拠点病院の指定要件²にも、「救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること」と規定されている。

2. 救急医療機関の評価上の位置付け

救命救急センターの充実度評価

厚生労働省は、個々の救命救急センターの機能の強化、質の向上を促し、もって全国の救急医療体制の強化を図る目的で、「救命救急センターの新しい充実段階評価」³を毎年実施している。

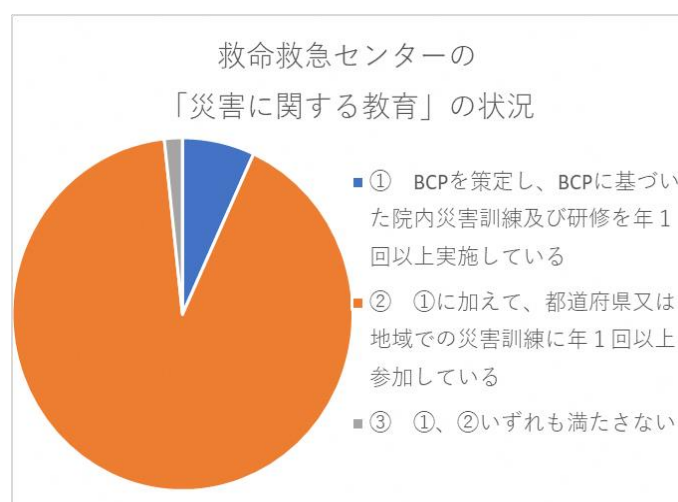
評価項目は、全 42 項目であり、うち災害対策として 2 項目が該当する。具体的には、災害に関する教育（研修と訓練）に関する項目と災害時の BCP（事業継続計画）に関する項目である。

その具体的な内容と令和元年の調査結果は次のとおりである（別表 1）。

① 項目 41

災害に関する教育

- ・BCP を策定し、BCP に基づいた院内災害訓練及び研修を年 1 回以上実施している：1 点
- ・上記に加え、都道府県又は地域での災害訓練に年 1 回以上参加している：2 点



¹ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」厚生労働省医政局地域医療計画課長（平成 29 年 3 月 31 日）

² 「災害時における医療体制の充実強化について」厚生労働省医政局長通知（平成 2

4 年 3 月 2 1 日）

³ 「救命救急センターの新しい充実段階評価について」厚生労働省医政局地域医療計画課長（平成 3 0 年 2 月 1 6 日）

○結果

2点：267施設（91%）

1点：20施設（7%）

0点：5施設（2%）

② 項目 42

災害に関する計画の策定

・BCPを策定し、必要に応じて更新するための見直しを実施している：2点

・上記に該当しない：0点



○結果

2点：287施設（98%）

0点：5施設（2%）

なお充実度段階評価の内容は、平成30年に改定されている。改定前は、災害拠点病院の認定（1点）、DMAT指定医療機関であり、DMAT研修を修了した者がいること（2点）が評価されていたが、改定後は上述のように大きく変更になった。配点の合計は変化しておらず、充実度段階評価における重み付けは全体の2%であった。

3. 診療報酬制度上の位置付け

DPC対象病院に対する診療報酬上のインセンティブとしての医療機関別係数の算定要素の一つである地域医療指数（体制評価指数）の評価項目として、「災害時における医療」が位置付けられている⁴。

「災害時における医療」の具体的な内容に

は、①災害拠点病院、②災害派遣医療チーム、③広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への参加が項目として挙げられている。

係数の重み付けとしては、「災害時における医療」は、合計1Pが与えられており、「周産期」、「僻地」、「救急医療」と同等である。

③のEMISは、参加の有無のみで評価されており、迅速な入力の有無などの実績での評価となっていない点などが課題として指摘されている。

D 考察

救急医療は、基本的に、平常時に、十分な医療を供給できる環境下で行われる医療であり、「日常的に実施している医療」の一部として、基本的に患者が必要とする医療をすべて実施する。一方、災害医療は、災害によって生じた多数の患者の増加に比して医療の供給が十分ではない状況で行われる医療であり、医療従事者、医療資器材、ライフラインなどの制限がある中で行われる。このような点で救急医療と災害医療は異なるものの、いずれも急な疾病をきたした患者に対する医療である点などが共有している。さらに、災害医療の提供者は、平常時には救急医療に従事している者の割合が高い。そのため、救急医療機関には、災害医療での役割が求められている。救命救急センターの充実度評価の中において、災害医療に関わる項目が設けられているのはその現れであると考えられる。

これまで救命救急センターの充実度評価での災害医療に関わる項目は、災害拠点病院の認定（1点）、DMAT指定医療機関であり、DMAT研修を修了した者がいること（2点）であった。しかし、これらの項目は、DPC対象病院に対する診療報酬上のインセンティブとしての医療機関別係数の算定要素の一つである地域医療指数（体制評価指数）の評価項目としても算定されており、重複した評価をさけるために、救命救急センターの充実度評価での災害医療に関わる項目は変更されたと考えられる。

救急医療と災害医療は重複するとはいえ救急医療機関としての位置付けと、災害医療機関としての位置付けは別の制度として併

⁴ 「令和元年度地域医療指数（体制評価指数）等の確認に係る手続きについて」厚生

労働省保険局医療課長通知（令和元年9月30日）

存している。例えば、大学病院の多くは、救命救急センターという第三次救急医療機関としての位置付けと、災害拠点病院としての位置付けをもっている。救命救急センターの充実度評価では災害医療に関する評価は2項目2%程度であることを考えると、災害医療の体制の評価が十分になされているとは言えない。また、実災害において活動が期待されている災害拠点病院の多くは二次救急医療機関であることを考慮すると、二次救急医療機関に求められる災害医療の役割ということが、地域医療構想の中で不可欠となってくる。次年度は、二次救急医療機関の災害医療における役割、要件について検討する予定である。

E おわりに

初期・二次・三次救急医療機関に求められている災害医療に関する役割について、医療計画上や医療機関の評価上の位置付け、診療報酬上の評価などを調査した。

E 研究発表

なし

F 知的所有権

なし

G その他

なし